

## 富士市公共交通利用促進条例 逐条解説

(前文)

雄大な富士山の麓に位置する私たちのまち富士市において、公共交通は、人々の日常生活及び社会生活の基盤として、地域社会及び地域経済の発展を支えてきた。

しかしながら、都市機能の拡散や生活様式の多様化などに伴う自家用自動車への依存の高まりにより、公共交通の利用者は、減少しており、公共交通を取り巻く環境は、大変厳しいものとなっている。

公共交通が衰退し、路線の縮小や廃止などが進めば、公共交通を必要とする人々の移動のための交通手段が奪われ、ひいては生活の質の低下につながりかねない。

また、本格的な人口減少・少子高齢社会に対応するためには、人々が生活しやすい都市構造を構築していく必要があり、公共交通を基軸として、都市機能を都市拠点や生活拠点に集約し、連携させていくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、公共交通を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、公共交通の利便性を向上させて、その積極的な利用が図られるようにしなければならない。

このような認識の下、市、市民、事業者及び公共交通事業者が連携して公共交通の利用の促進を図り、活力ある地域社会及び地域経済を実現するため、それぞれの責務等を果たすことを決意し、この条例を制定する。

### 【解説】

前文は、本市の都市形成や公共交通の果たしてきた役割を踏まえた上で、公共交通の利用の促進に取り組む姿勢を示したものです。

第1段落では、これまで本市の公共交通が果たしてきた役割を示しています。本市の公共交通は、鉄道、路線バス、タクシー等様々な手段があり、それぞれの役割を担ってきました。鉄道は、東海道新幹線をはじめとして、東海道本線、身延線及び岳南鉄道線により市内外の人の流れを支え、路線バスは吉原中央駅、富士駅及び新富士駅を主要拠点として、郊外に向けて運行するとともに拠点間を接続し、市民の生活を支えてきました。これらにタクシー等を加え、市域を公共交通網でつなぐことにより人々の移動を支え、人の流れを生み、豊かな地域社会と地域経済が発展してきました。

第2段落では、本市の公共交通が置かれている状況を示しています。人口の増加と自家用自動車の普及によって、住宅地は郊外へと広がっていきました。これに伴い、都市機能も同時に拡散が進み、都市の整備も自動車中心の道路整備が優先されることとなりました。自家用自動車への依存の高まりに伴い、公共交通の利用者は減少し、公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

第3段落では、公共交通の衰退が及ぼす影響を示しています。公共交通が衰退することにより、人々の移動の手段は減り、その結果として、生活の質の低下が懸念されます。

第4段落では、今後、社会情勢が変化する中での公共交通の必要性を示しています。人口減少・少子高齢社会が本格化する社会においては、都市構造そのものを人口減少・少子高齢社会に対応したメリハリのある、人々が生活しやすいものに変化させていく必要があり、鉄道やバスなどの交通結節点に都市機能を集約して人口密度を高め、これらの都市機能を公共交通網により連携させていくことが求められています。

第5段落では、目指すべき公共交通の姿を示しています。公共交通を持続可能なものとしていくためには、公共交通の利便性を向上させて、積極的に利用していただけるようにしなければなりません。

第6段落では、条例制定の決意を示しています。将来にわたって活力ある地域社会及び社会生活を実現するために、市、市民、事業者及び公共交通事業者が連携して公共交通の利用の促進をしていくという、条例制定の決意を明確に示しています。

(目的)

第1条 この条例は、公共交通の利用の促進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び公共交通事業者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、公共交通の利用の促進のために行う基本的事項を定めることにより、公共交通の利用を総合的に促進し、もって活力ある地域社会及び地域経済の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

第1条は、条例の制定の目的について規定しています。

この条例は、公共交通の利用の促進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び公共交通事業者の責務等を明らかにするとともに、公共交通の利用の促進のために行う基本的事項を定めることにより、公共交通の利用を総合的に促進し、これらを通じて活力ある地域社会及び地域経済の実現に寄与することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通 市民の日常生活又は社会生活における移動のための交通手段として利用される公共交通機関であって、公共交通事業者が本市の区域内において運行するものをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。
- (4) 公共交通事業者 事業者のうち、次に掲げる者をいう。

ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者(専ら高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道を利用して、都市間の旅客の運送を行う者を除く。)及び道路運送法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者

イ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第7条第1項に規定する鉄道事業者(旅客の運送を行う者に限る。)

【解説】

第2条は、この条例中の用語の定義を規定しています。

第1号の公共交通については、本市で運行している公共交通機関を意味しています。具体的には、鉄道、路線バス、タクシー、コミュニティバス及びデマンドタクシーを意味します。

第2号の市民については、本市に住んでいる人、本市に通勤している人、又は本市に通学している人を意味します。

第3号の事業者については、法人、個人事業主などの事業形態を問わず、本市で事業活動を行うものを意味しています。

第4号の公共交通事業者については、鉄道、路線バス、タクシー、コミュニティバス及びデマンド

タクシーを運行する事業者を意味しています。

引用している道路運送法の規定については、次のとおりです。

**道路運送法（昭和26年法律第183号） 抜粋**

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2～6 省略

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条の三 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2～4 省略

また、第4号アで「(専ら高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道を利用して、都市間の旅客の運送を行う者を除く。)」としているのは、バスを運行する事業者であって、都市間の旅客運送を行う長距離バスのみを運行する事業者については対象とはしないため、このような規定としています。

なお、引用している高速自動車国道法の規定については、次のとおりです。

**高速自動車国道法（昭和32年法律第79号） 抜粋**

（高速自動車国道の意義及び路線の指定）

第四条 高速自動車国道とは、自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有するもので、次の各号に掲げるものをいう。

2～3 省略

同じく、引用している鉄道事業法の規定については、次のとおりです。

**鉄道事業法（昭和61年法律第92号） 抜粋**

（事業基本計画等の変更）

第七条 鉄道事業の許可を受けた者（以下「鉄道事業者」という。）は、事業基本計画又は第四条第一項第八号若しくは第十号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2～3 省略

(基本理念)

- 第3条 公共交通の利用の促進は、公共交通が市民によって積極的に利用されることを基本として行われなければならない。
- 2 公共交通の利用の促進は、公共交通の利便性の向上が図られることを基本として行われなければならない。
- 3 公共交通の利用の促進は、公共交通が都市機能の集約及び連携の基軸となるものであるとの認識の下に行われなければならない。
- 4 公共交通の利用の促進は、市、市民、事業者及び公共交通事業者の相互の理解と連携の下に協働して行われなければならない。

【解説】

第3条は、公共交通の利用の促進のための施策を総合的に推進するに当たっての基本的な考え方(基本理念)について規定しています。基本理念は、この条例全体に及ぶ原則であり、市、市民、事業者及び公共交通事業者の各主体は、この原則にのっとり各々の責務や役割を果たすものです。

第1項は、公共交通の利用者である市民が、移動の際の手段として、積極的に公共交通を利用するようになることが公共交通の利用の促進の基本となることを規定しています。

第2項は、公共交通の利用者である市民が移動の際の手段として、公共交通を選択するためには、利便性の高い公共交通である必要があり、利便性の向上が公共交通の利用の促進の基本となることを規定しています。

第3項は、公共交通が本市の目指す都市機能の集約及び連携の基軸となるものであるとの認識の下、公共交通の利用の促進を行わなければならないことを規定しています。

第4項は、公共交通の利用の促進は市、市民、事業者及び公共交通事業者が互いの責務や役割を理解した上で、皆で連携しながら協働して取り組むことが必要であると規定しています。

(市の責務)

- 第4条 市は、基本理念にのっとり、公共交通の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、公共交通の利用の促進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備するとともに、必要な財政措置を講ずるものとする。
- 3 市は、公共交通の利用の促進に関する施策の実施に当たり、市民、事業者、公共交通事業者その他関係機関の協力を得るよう努めるものとする。
- 4 市は、公共交通について市民及び事業者の関心及び理解を深めるよう努めるものとする。

【解説】

第4条は、公共交通の利用の促進についての市の責務について規定しています。

第1項は、市が市の責務として公共交通の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することを規定しています。

第2項は、市が施策の実施のために必要な体制を整備するとともに、財政措置を講ずることを規定しています。

第3項は、市が施策の実施に当たり、市民、事業者、公共交通事業者のほか、国、県、関係機関、

関係団体の協力を得るよう努めることを規定しています。

第4項は、公共交通について市民、事業者の理解を深めるよう努めることを規定しています。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、公共交通への関心及び理解を深めるとともに、自家用自動車の過度な利用を控え、公共交通を積極的に利用するよう努めるものとする。

2 市民は、公共交通の利用の促進に関し市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民は、公共交通の利用の促進に関し公共交通事業者が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第5条は、公共交通の利用の促進についての市民の役割について規定しています。

第1項は、市民が公共交通について関心及び理解を深めるとともに、自家用自動車の過度な利用を控えつつ、移動手段として公共交通の選択肢がある場合には、公共交通を積極的に利用するよう努めることを規定しています。

第2項は、市民が公共交通の利用の促進に関し市が実施する施策に対して協力するよう努めることを規定しています。市が実施する施策への協力とは、市が行う利用啓発施策への参加などが挙げられます。

第3項は、市民が公共交通の利用の促進に関し公共交通事業者が実施する事業に対して協力するよう努めることを規定しています。公共交通事業者が実施する事業への協力とは、公共交通事業者が行う利用啓発イベントへの参加などが挙げられます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う移動、従業員の通勤等における公共交通の利用を促進するとともに、従業員に対し公共交通の利用の促進に関する啓発を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、公共交通の利用の促進に関し市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、公共交通の利用の促進に関し公共交通事業者が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第6条は、公共交通の利用の促進についての事業者の役割について規定しています。

第1項は、事業者が出張をはじめとする事業活動に伴う移動、従業員の通勤等における公共交通の利用を促進するとともに、従業員に対し公共交通の利用の促進に関する啓発を行うよう努めることを規定しています。

第2項は、事業者が公共交通の利用の促進に関し市が実施する施策に協力するよう努めることを規定しています。市が実施する施策への協力とは、市が行う利用啓発施策への協力などが挙げられます。

第3項は、事業者が公共交通の利用の促進に関し公共交通事業者が実施する事業に協力するよう努めることを規定しています。公共交通事業者が実施する事業への協力とは、公共交通事業者が行う利用啓発イベントへの協力などが挙げられます。

なお、市や公共交通事業者も事業者としての側面を有しており、一部、本条の規定の適用の対象となります。

(公共交通事業者の責務)

第7条 公共交通事業者は、基本理念にのっとり、公共交通の利便性の向上を図るとともに、公共交通の利便性の向上に関する情報を積極的に提供するものとする。

2 公共交通事業者は、公共交通の利用の促進に関する事業を実施するものとする。

3 公共交通事業者は、公共交通の利用の促進に関し市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

第7条は、公共交通の利用の促進についての公共交通事業者の責務について規定しています。

第1項は、公共交通事業者が公共交通の利用の促進の土台となるべき利便性の向上を図るとともに、利便性の向上に関する情報を市民に対して積極的に提供することを規定しています。

第2項は、公共交通事業者が公共交通の利用の促進に関する事業を実施することを規定しています。公共交通の利用の促進に関する事業とは、利用啓発イベント、ダイヤの改善等が挙げられます。

第3項は、公共交通事業者が、公共交通の利用の促進に関し市が実施する施策に協力するよう努めることを規定しています。

(基本計画の策定)

第8条 市長は、公共交通の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、公共交通の利用の促進に関する基本的な計画を策定するものとする。

【解説】

第8条は、市長が公共交通の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、公共交通の利用の促進に関する基本的な計画を策定することを規定しています。

本市では、令和2年度までは「富士市地域公共交通総合連携計画」に基づき公共交通の利用の促進の施策を実施していきます。また、令和3年度以降は新たに「富士市地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通の利用の促進の施策を実施していきます。

(利用環境の整備)

第9条 市は、公共交通を安全かつ快適に利用することができる環境を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

第9条は、公共交通における利用環境の整備について規定しています。市は公共交通事業者と協力し安全かつ快適に利用することができる環境を整備するために必要な施策を講ずることを規定しています。

公共交通を誰もが利用しやすいものとするために、様々な場面での利用環境の整備が必要となりますが、具体的には、分かりやすい案内の掲示、バスの現在位置を表示することで待ち時間を随時把握

することができるバスロケーションシステムの導入、乗り継ぎ割、共通回数券等による運賃の低減、乗降場、待ち合い等のバリアフリー化、乗降しやすい車両のデザインの導入などが挙げられます。

(交通手段の確保)

第10条 市は、公共交通を利用することが困難な地域における交通手段の確保を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

第10条は、市が公共交通を利用することが困難な地域における交通手段の確保を図るために必要な施策を講ずることを規定しています。

駅や停車場等からの距離が遠いなどの理由で公共交通を利用することが困難な地域においては、公共交通に接続するための新たな交通手段を確保する必要があります。

具体的な施策として、コミュニティバスやデマンドタクシー等の導入及び運行などが挙げられます。

(公共交通網の形成)

第11条 市は、利便性が高く、機能的な公共交通網の形成を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

第11条は、市が利便性の高い、機能的な公共交通網の形成を図るために必要な施策を講ずることを規定しています。

本市では、地域の実情に合った多様な公共交通の導入を進めており、これと拠点間を運行する路線との効率的な組み合わせにより、利便性が高い公共交通網の形成を図ります。

また、公共交通は本市の目指す都市機能の集約及び連携の基軸としての役割を担うため、拠点間を運行する路線を拡充するなど、機能的な公共交通網の形成を図ります。

具体的には、基幹となる公共交通の路線の再編、基幹となる公共交通に接続する枝線の再編等を実施します。

なお、公共交通は、福祉、観光及び教育においても重要な要素となるため、関係する計画と整合を図ります。

(広報及び啓発)

第12条 市は、公共交通の利用の促進に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

第12条は、市が公共交通の利用の促進に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るため、必要な施策を講ずることを規定しています。

具体的な施策として、イベントにおける市民参加型の利用啓発事業のほか、交通教室などの講座、公共交通の利便性が向上していることを路線図や時刻表などの配布により周知することなどが挙げられます。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**【解説】**

第13条は、本条例の規定以外に必要な事項は別途定めることを規定する委任規定です。

この条例は、令和元年7月1日から施行します。